

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

丹波市立中央小学校

いじめ発生(発覚)

日常の観察、アンケート、保護者やまわりの児童からの訴え等

※いじめ発生後（発覚後）、その日のうちに、指導体制まで決める。ただし、児童への聞き取りが翌日になる時は、役割分担まで決める。

情報を得た教職員

担 任

教 頭

校 長

生徒指導担当

いじめ対応チーム会議の開催

(生徒指導委員会・児童支援担当・不登校担当)

- 1 状況の報告を受け、共通理解する。
- 2 聞き取り方針を決定する。
 - ・聞き取る内容、聞き取り方を決める。
- 3 役割分担を決定する。
 - ・誰が、誰に聞き取りをするのか。
(生徒指導担当、担任、児童支援、養護等)
 - ・保護者への連絡は誰がするのか。
 - ・教育委員会への報告は誰がするのか。

- 1 聞き取り結果の報告をうけ、事実関係を把握する。
- 2 指導方針を決定する。
 - ・指導内容と指導方法を決める。
- 3 指導体制を決定する。

いじめ解消に向けた指導の実施

未 解 消

解 消

3か月

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動

被害児童
の保護者
の保護者

適宜
報告・助言

職員会議

報告
共通理解

連絡・相談

スクール
カウンセラー

支援

連絡・相談

丹波市教育委員会

報告
支援

報告

支援

兵庫県教育委員会

連絡・相談

支援

学校だけで解決が困難な事例

警察・関係機関
PTA代表
地域の代表

連絡・相談

支援